平成２８年（フ）第２０８６号
大阪府東大阪市菱江３丁目16番６―505号
債務者　工岡　謙司
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１１３号
大阪府枚方市招提大谷３丁目25番２号
債務者　鈴木　博文
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４４３号
大阪市東淀川区豊里３丁目16番38号庵とよさと203号
債務者　笠松美枝子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４６２号
大阪府枚方市津田南町１丁目40番27号、前住所大阪府枚方市田口山３丁目19番１―515号
債務者　白石　秀美
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４６３号
大阪府枚方市津田南町１丁目40番27号、前住所大阪府枚方市田口山３丁目19番１―515号
債務者　白石　明美
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４８６号
大阪市港区池島３丁目６番21号
債務者　山形ふみよ
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５３７号
大阪市旭区大宮５丁目２番14―101号
債務者　後藤　正博
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５８７号
大阪市城東区成育４丁目29番12号小山マンション　305
債務者　河原　千佳
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５９６号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ10―105号
債務者　玉邑　末子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６０３号
大阪府門真市石原町30番７号、前住所大阪府東大阪市末広町17番３号
債務者　山内　直樹
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６１２号
大阪市平野区長吉六反１丁目11番１―1011号
債務者　西山　達弥
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６６０号
大阪府豊中市三和町２丁目１番１―209号
債務者　根来　賢彦
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７３９号
大阪市東成区東小橋３丁目２番４号チェリー・ワン鶴橋駅前　411号
債務者　岡崎　貫源
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０号
福岡県豊前市大字三毛門695番地１　県営住宅（三毛門）９棟303号
債務者　植田　麻紀
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第３１６号
相模原市中央区淵野辺本町５丁目40番21号Ｋコーポ淵野辺101
債務者　福田　佳樹
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５３号
山口県宇部市神原町１丁目６番37―903号クエストコート神原、従前の住所神奈川県横浜市港北区高田西２丁目10番24号アーバンＵ201号室
債務者　岸田　圭司
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第２８２号
埼玉県入間市大字仏子1159番地11　コンフォート武蔵野３―102
債務者　谷畑　　彩
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部